項番	項目	質問·意見	質問・意見に対する考え方
1	平成30年度取組評価 の総括について		資料1の「3 平成30年度 取組評価の総括」の表について、 A、B、C、D、E及び(1)、(2)、(3)、(4)の各内訳の割合について も、表示するようにいたしました。
2	スポーツ協会のコンプライアンスの遵守に関する取組のE評価の意味合いについて【評価シート61頁】	業務・組織に関する取組評価で <u>2件のE評価</u> があり、何れもコンプライアンスの遵守に関する取組であるが、 <u>両者で意味合いが異なってくる</u> のではないか。よりコンプライアンスの管理として、問題であるもの、即ちスポーツ協会については、 <u>評価で傾斜をつけることやコメントで根本原因の分析、より厳格な再発防止策等を示していく必要がある</u> のではないか。	スポーツ協会のコンプライアンスの遵守に関する取組につきましては、評価の法人コメント欄に、その発生原因を追記するとともに、改善の方向性の具体的内容の欄に、研修の実施や意識向上・改善に加え、 <u>倫理規程及び倫理委員会規程の整備を行っていくことも追記</u> しました。
3	消防防災指導公社の 目標修正について 【評価シート283頁】	発事業の行政サービスコストの目標修正について、 <u>目標設定を誤った理由、他に計算誤りはないのか、チェック体制はど</u>	目標設定を誤った理由につきましては、平成30年8月の目標設定時において、①「本来行政サービスコストに含めるべき市からの受託料を直接自己収入に含め控除していたこと」、②「本来行政サービスコストからは除くべき各種応急手当講習等のテキスト代を直接自己収入から控除し算入していたこと」、③「H29年度の実績値とH30年度以降の目標値でH29年度決算とH30年度予算を拠り所としていたがその両者で計上されている市からの受託料に約5,000千円の差があったこと」により、行政サービスコストの算出を誤り、この度の平成31年2月からの取組評価実施時に当該誤りが判明したため、修正させていただくもので、その旨を行政サービスコストの法人コメント欄に詳述させていただきました。なお、他に計算誤りはございません。チェック体制及び今後の対策につきましては、これまでの決裁によるチェック体制に加え、今後は、法人の説明等を基に所管課においても、複数の職員により検討・調整の場を設けるなど、チェック体制の強化を図ってまいります。

項番	項目	質問·意見	質問・意見に対する考え方
4	達成状況が芳しくない ものなど、管理の必要 性が高い指標の進捗管 理の仕組みについて	高い指標については、その進捗管理を四半期ごとに、所管局	各取組の指標の進捗管理については、年度単位での評価が基本となるものですが、成果が上がっていない取組の指標等については、より短い期間で途中経過も含め進捗確認を行っていくことも <u>有効と考えられますので、該当局及び該当法人に対し、そのような手法についても周知</u> を図ってまいります。
5	各出資法人の取組評価結果一覧の機能性 向上について	今回、各出資法人の取組評価結果一覧が用意されているが、各取組評価シートの目次代わりとなるよう、 <u>資料のサイズや見せ方を工夫</u> してもらいたい。また、 <u>法人経営に係る行政コストや指定管理の受託状況</u> なども分かると、より参考となるが、いかがか。	出資法人ごとに「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営改善化に向けた取組」と「業務・組織に関する取組」を <u>識別して見やすくなるよう色分けをする</u> とともに、 <u>資料のサイズもA3</u> といたしました。また、法人経営に係る行政コストや指定管理の受託状況などについては、ようやく <u>各法人の決算が確定となり、現在「法人情報シート」の集約を行っている</u> ところですので、まとまりしだい、第2回委員会前までに御用意させていただければと思います。
6	国際交流協会の経営 健全化に向けた取組に ついて 【評価シート45頁】	1. 補助金及び指定管理料以外の財源について、H30年度 実績はH29年度実績に届かなかったが、法人コメントではそ の理由について言及されていない。H31年度以降の目標値 設定も何を根拠としているのか、達成の見込みはあるのか疑 問である。	向けては、年間に計画している有料による講座において一定数の集客を見込める企画や周知による事業収入増加、施設

項番	項目	質問·意見	質問・意見に対する考え方
7	スポーツ協会の本市施 策推進に向けた事業取 組②「指導者育成・派 遣事業」について 【評価シート54~55頁】	1. 指導者派遣団体の延べ数は、派遣対象が17団体で固定しているとみられるが、派遣対象団体を拡大させる必要はないのか。新たな団体を募る予定がないのならば、指標として設定する意義があるのか疑問である。 2. 指導者派遣延べ日数は、「特定の団体に偏りがちな指導者派遣を是正する」という目的があったとされるが、団体間の平準化に効果があったのかどうかが171という実績値からはわからない。H30年度以降の、300という目標値も適切なものであるのか、疑問である。 3. 行政サービスコストについても、目標値を修正する必要がある。また、H29年度実績値よりもH30年度実績値が上回った理由についての言及がない(法人コメントでは、人件費相当額についても計上したとあるが、H29年度実績値にも人件費相当額が計上されているのではないか)。	1. 指導者派遣団体の延べ数は、完全に固定化している訳ではなく、平成30年度は3団体が自立した一方で新規要請が1団体あったところであり、評価の法人コメント欄の記載内容を修正しました。しかしながら、派遣団体が固定化傾向にあるため、事業の実施内容や手法、予算を見直すなど、派遣対象団体の延べ数の拡大に向けて検討を進めていく旨も追記しました。 2. 予算が不足しており、指導者派遣延べ日数を削減せざるを得ない状況の中、一団体あたりの派遣日数の是正を行うことで団体間の派遣日数の平準化を行いました。今後は、1と併せて事業の実施内容や手法、予算を見直すなど、派遣延べ日数についても拡大に向けて検討を進めていく旨を追記しました。 3. 指導者育成・派遣事業の行政サービスコストにつきましては、H29年度実績値を算出した際、人件費相当額を含めた計算は行っておらず、H30年度実績値についても、人件費相当額を含めた計算とはすべきでないため、その分は除いた値に修正しました。
8	スポーツ協会の業務・ 組織に関する取組① 「コンプライアンスに反 する事案の発生件数」 について 【評価シート61頁】	H29年度に発生しH30年度に認識した事案を、H29年度の実績値を修正することで対応しているが、 <u>1→0でH30年度は改善されているにも関わらずE評価になり、誤解を与えやすい</u> 。このような場合は1か0の数値化にこだわるよりも、 <u>状況説明に重点を置き、柔軟に対応した方がよい</u> のではないか。	スポーツ協会のコンプライアンスの遵守に関する取組に対する本市による評価として、E評価としたことについては、当該評価の区分選択の理由欄に、平成30年度としては、コンプライアンスに反する事案の発生はなかったものの、平成29年度の違反案件について、外部からの指摘がなければ発見できない組織体質・管理体制にあったことをもって、そのような評価とした状況説明を追記しました。
9	シルバー人材センター の本市施策推進に向け た事業取組①「シル バー人材センター受託 事業」について 【評価シート146頁】	1. シルバー人材センター登録者数 が目標値を上回っている 一方で、2. <u>就業実人員 が目標値を下回っている</u> 現状を鑑み ると、経済・社会情勢の変化によるところは大きいと考えられ るものの、 <u>今後は就業実績を増やすための対策が必要</u> と考 えられる。 <u>そうした取組状況を示す指標も必要</u> となるのではな いか。	就業実績を増やすための対策やそうした取組状況を示す 指標の設定につきましては、 <u>平成30年度の評価結果をもっ</u> て直ちに判断するのではなく、令和元年度の取組状況も踏ま え、法人と協議の上、令和2年度までに <u>当該法人が策定する</u> 「川崎市シルバー人材センター第3期基本計画」の策定作業 の中で、令和2年度以降、補足指標の活用も含め、当該指標 の設定のあり方について検討してまいります。

項番	項目	質問·意見	質問・意見に対する考え方
10	公園緑地協会の本市 施策推進に向けた事業 取組①「緑化推進・普 及啓発事業」について 【評価シート243・245 頁】	1. 広報出稿等回数と、2. <u>記念樹配布本数</u> の相関は不明であるが、後者の指標の向上には、 <u>チラシの配布対象、配布場所等の見直しなどの方が効果的</u> な場合もあると思われる。 <u>数量的な実績だけではなく、質的にも効果の検討、見直し</u> を進めてもらいたい。	記念樹配布本数の改善については、 <u>チラシの配布対象、配布場所の見直しなどが効果的</u> であることから、その旨を今後の取組の方向性の具体的内容欄に追記しました。また、緑化推進・普及啓発事業においては、 <u>数量的な実績だけでなく、質的な効果の検討、見直しを行っていくことも重</u> 要であるため、総括表の本市による総括コメント欄に、その旨を追記しました。
11	取組評価シートの見方 について	本評価結果を受けて市と出資法人が連携して今後取り組んでいくことは理解できるが、評価結果に対する出資法人の所見を示す必要はないか。 もし、所見等が出ているのであれば、開陳いただきたい。 →資料1の2枚目の「4 各今後の取組の方向性の選択の考え方」、各シートの「改善(Action)」の記述が法人の所見ということでよいか。	今回の取組評価からは、 <u>市と出資法人が連携して、評価を行っていくことに重きを置いていま</u> す。したがって、評価シートの構成としても、 <u>まず、出資法人が各指標に対する達成度について、コメントを付し</u> 、それを受けて、市が評価を行い、 <u>その結果を踏まえ、再び、出資法人が今後の取組の方向性を示す</u> という、相互連携が図られる仕組みとなっています。
12	市の達成状況の評価 が低いものへの出資法 人の反応について	特に市の達成状況の評価がDとなっている事業等については、 <u>出資法人側から異論や異議等がある場合</u> も想定されるので、出資法人の自立性等の趣旨にかんがみても、市の評価の再考の手続が必要ではないか。	今回の取組評価からは、 <u>市と出資法人が連携して、評価を行うことを強調</u> してきておりますので、市による達成状況の評価と言っても、 <u>一方的に評価するわけではなく、十分に取組状況を確認し、評価基準を説明した上で、評価を行っている</u> ものですので、出資法人から異議が出されることは、基本的にないものと考えております。